

地域森林計画（変更計画）書（案）

（富士川上流森林計画区）

自 平成24年 4月 1日
計画期間

至 平成34年 3月31日
(変更年月 平成24年12月)

山 梨 県

変更理由

1 林道等の開設路線の追加

人工林の適切な整備・管理と間伐材の利活用及び公益的機能の高度発揮を図るため、甲府市ほかにおいて林道等の開設路線を追加するものである。

目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1	<u>自然的背景</u>	1
2	<u>社会的経済的背景</u>	4
3	<u>計画区内森林の現況</u>	5

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

	<u>前計画の実行結果の概要及びその評価</u>	9
--	--------------------------	---

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1	<u>計画区の課題</u>	11
2	<u>計画の基本的事項</u>	14

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

1	<u>地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積</u>	17
2	<u>地域森林計画の対象に含めない森林</u>	18

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1	<u>森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</u>	19
(1)	<u>森林の整備及び保全の目標</u>	19
(2)	<u>森林整備及び保全の基本指針</u>	20
(3)	<u>計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等</u>	22
2	<u>その他必要な事項</u>	22

第3 森林の整備に関する事項

1	<u>森林の立木竹の伐採に関する事項</u>	24
(1)	<u>立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針</u>	24
(2)	<u>立木の標準伐期齢に関する指針</u>	25
(3)	<u>その他必要な事項</u>	25
2	<u>造林に関する事項</u>	26
(1)	<u>人工造林に関する指針</u>	26

(2)	天然更新に関する指針	27
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	28
(4)	その他必要な事項	28
3	間伐及び保育に関する基本的事項	29
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	29
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	30
(3)	その他必要な事項	30
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	31
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	31
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	34
(3)	その他必要な事項	34
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	35
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	35
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	35
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	36
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	36
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	36
(6)	その他必要な事項	36
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	37
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	37
(2)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	37
(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	38
(4)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	41
(5)	その他必要な事項	42
第4 森林の保全に関する事項		
1	森林の土地の保全に関する事項	43
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	43
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	43
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	43
(4)	その他必要な事項	43

2	保安施設に関する事項	45
(1)	保安林の整備に関する方針	45
(2)	保安施設地区に関する方針	45
(3)	治山事業に関する方針	45
(4)	特定保安林の整備に関する事項	45
(5)	その他必要な事項	46
3	森林の保護等に関する事項	47
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	47
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針	47
(3)	林野火災の予防の方針	47
(4)	その他必要な事項	47
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
1	保健機能森林の区域の基準	48
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	48
(1)	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	48
(2)	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	48
(3)	その他必要な事項	49
第6 計画量等		
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	50
2	間伐面積	50
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	50
○ 4	林道の開設及び拡張に関する計画	50
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	60
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	60
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	62
(3)	実施すべき治山事業の数量	62
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	64
第7 その他必要な事項		
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	65
2	その他必要な事項	76

(附) 用語の解説

(附) 参考資料

(注)本文中の森林面積に関するデータは、記載がない限り平成23年10月1日現在の森林簿の値としている。

本文中、前計画書とは平成24年4月1日施行の地域森林計画書である。
また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項又は項目名のみを記載することとし、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 自然的背景

前計画書のとおり。

2 社会的経済的背景

前計画書のとおり。

3 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

前計画書のとおり。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

(3) 間伐面積

前計画書のとおり。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

(5) 保安施設の整備

前計画書のとおり。

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 計画区の課題

前計画書のとおり。

2 計画の基本的事項

前計画書のとおり。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

1 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積

前計画書のとおり。

2 地域森林計画の対象に含めない森林

前計画書のとおり。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

(2) 森林整備及び保全の基本指針

前計画書のとおり。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

前計画書のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

**6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化
その他森林施業の合理化に関する事項**

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区に関する方針

前計画書のとおり。

(3) 治山事業に関する方針

前計画書のとおり。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

(5) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

前計画書のとおり。

(3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

前計画書のとおり。

2 間伐面積

前計画書のとおり。

- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
前計画書のとおり。
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
別紙一覧表のとおり

① 開設

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲 府 市	奥 仙 丈	1.5	597	○	1	
		"	"	見 越 沢	2.0	95		2	
		"	"	奥 御 岳 支 線	4.0	105		3	
		"	"	日 陰 山	3.0	115		46	
		林業専用道	"	奥仙丈1号支線	2.2	178		4	
		"	"	奥仙丈2号支線	2.0	55	○	47	
		"	"	川上牧丘2号支線	2.4	90	○	48	
		"	"	竹日向1号支線	2.4	523		5	
		"	"	王岳1号線支線	1.1	315		6	
開設(改築)		"	"	御 岳	(1.1)	4581			
		"	"	野 猿 谷	(2.0)	1299			
小計				(2)	(3.1)				
				9	20.6				
開設	自動車道	林道	韮 崎 市	鳥 居 峠	3.0	106	○	49	
		林業専用道	"	御座石1号支線	1.9	88	○	50	
		"	"	小字沢1号支線	2.3	51		51	
		"	"	小字沢2号支線	1.1	81		52	
開設(改築)	自動車道	林道	"	御庵沢小武川	(1.0)	3,173			
		"	"	小 武 川	(4.0)	1,749			
		"	"	小 字 沢	(4.0)	321			
		"	"	鈴 嵐	(2.0)	329			
小計				(4)	(11.0)				
				4	8.3				
開設	自動車道	林道	南アルプス市	築 山	1.5	60		7	
		"	"	沓 沢 上 梅 津	2.5	139		8	
		"	"	高 尾 山 支 線	1.0	75		9	
		"	"	秋 山	2.0	120		10	
開設(改築)		"	"	櫛 形 山	(4.5)	2,459			
		"	"	御庵沢小武川	(1.8)	3,655			
		"	"	南アルプス	(8.1)	13,691	○		
		"	"	高 尾 山	(4.6)	282			
		"	"	南 高 尾 山	(1.2)	411			
小計				(5)	(20.2)				
				4	7.0				
開設	自動車道	林道	北 杜 市	大 平	0.6	200		11	
		"	"	篠 鉢 山	4.3	628		12	
		"	"	つ く え	0.3	32		13	
		"	"	加 久 保 沢	1.2	53		14	
		"	"	笠 無	2.0	347		15	
		"	"	瑞 牆 平	3.8	105	○	53	
		林業専用道	"	比志海岸寺1号支線	1.8	55	○	16	
		"	"	東小尾1号支線	0.8	25	○	17	
		"	"	観音峠大野山1号支線	0.9	30	○	54	
		"	"	小森川1号支線	0.8	25	○	55	
		"	"	精進ヶ滝1号支線	2.6	61	○	56	
		"	"	大平1号支線	0.5	21		18	
		"	"	大平2号支線	0.5	23		19	
		"	"	並本上1号支線	0.5	15		20	
		"	"	井富1号支線	0.5	23		21	
		"	"	井富2号支線	1.5	53		22	
		"	"	和田1号支線	1.0	31		23	

開設(改築)		林道	"	日向日影	(1.1)	185		
		"	"	周先ヶ原	(1.0)	245		
		"	"	小川山	(3.0)	624		
		"	"	櫻山	(1.0)	559		
		"	"	小森川	(1.0)	907		
		"	"	茅ヶ岳	(4.0)	255		
		"	"	並木上	(1.0)	371		
		"	"	古杣川	(1.0)	808		
		"	"	雨乞尾白川	(3.0)	2,288		
		"	"	釜無山	(0.5)	672		
		"	"	白須	(0.8)	72		
		"	"	本村	(0.6)	50		
		"	"	神宮	(1.0)	224		
		"	"	滝道川	(0.5)	91		
		"	"	田沢上	(0.5)	116		
		"	"	釜無川右岸	(2.0)	2,024		
小計				(16)	(22.0)			
				17	23.6			
開設	自動車道	林道	甲斐市	安寺下福沢	3.0	250		24
開設(改築)		"	"	寺平千田	(1.5)	113		
小計				(1)	(1.5)			
				1	3.0			
開設	自動車道	林道	中央市	大鳥居	0.1	476	○	25
小計				1	0.1			
開設	自動車道	林道	山梨市	乾徳山	5.1	1,237	○	26
		"	"	塩平徳和	10.6	1,334	○	27
		"	"	塚本山	2.7	214	○	28
		"	"	仏沢	0.5	210		29
		"	"	徳和大平	1.0	129		30
		林業専用道	"	川上牧丘1号支線	2.6	180	○	31
		"	"	鈴庫山1号支線	2.2	119	○	57
開設(改築)		林道	"	川上牧丘	(10.0)	27,777	○	
		"	"	杣口	(9.3)	1,553		
		"	"	鶏冠山	(3.0)	4,349		
		"	"	乾徳山	(1.0)	1,237		
		"	"	黒金山徳和	(3.0)	701		
小計				(5)	(26.3)			
				7	24.7			
開設	自動車道	林道	笛吹市	崩山稲山	0.5	214		33
		"	"	鶯宿中芦川	3.5	267	○	34
		"	"	大松沢	3.4	102	○	58
		林業専用道	"	兜山1号支線	3.0	200		32
開設(改築)		林道	"	蕪入上芦川	(2.0)	1,174		
		"	"	大窪鶯宿	(0.5)	720		
小計				(2)	(2.5)			
				4	10.4			
開設	自動車道	林道	甲州市	中道沢	1.9	253	○	35
		"	"	源次郎	5.0	360	○	36
		"	"	大洞沢	1.5	572		37
		"	"	大見山	0.5	101		38
		"	"	思若美	0.5	73		39
		"	"	大ダール	2.4	1,122	○	40
		"	"	高芝	2.0	120	○	41
		"	"	鉛山	1.6	58		59
		"	"	日川左岸	3.9	272		43
		林業専用道	"	日川1号支線	2.5	113	○	42
		"	"	嵯峨塩深沢1号支線	3.0	160	○	44
		"	"	砥山1号支線	2.0	120	○	45
開設(改築)		林道	"	菱山深沢	(1.6)	876		
		"	"	砥山	(1.0)	217		
		"	"	泉水横手山	(2.9)	2,678		
小計				(3)	(5.5)			
				12	26.8			
開設合計				(38)	(92.1)			
				59	124.5			

② 改良

前計画書のとおり。

③ 舗装

前計画書のとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

前計画書のとおり。

第7 その他必要な事項

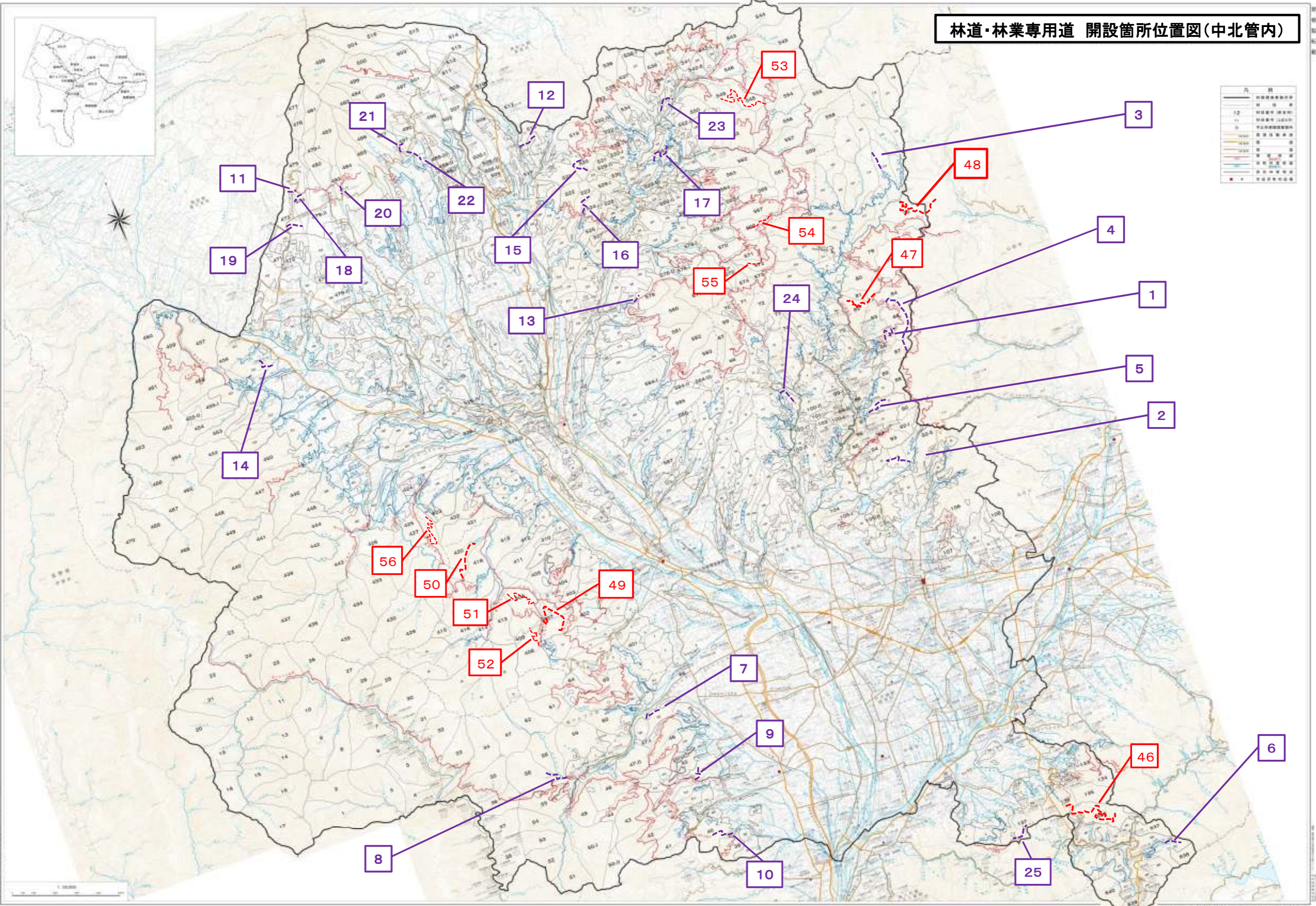
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

前計画書のとおり。

2 その他必要な事項

前計画書のとおり。

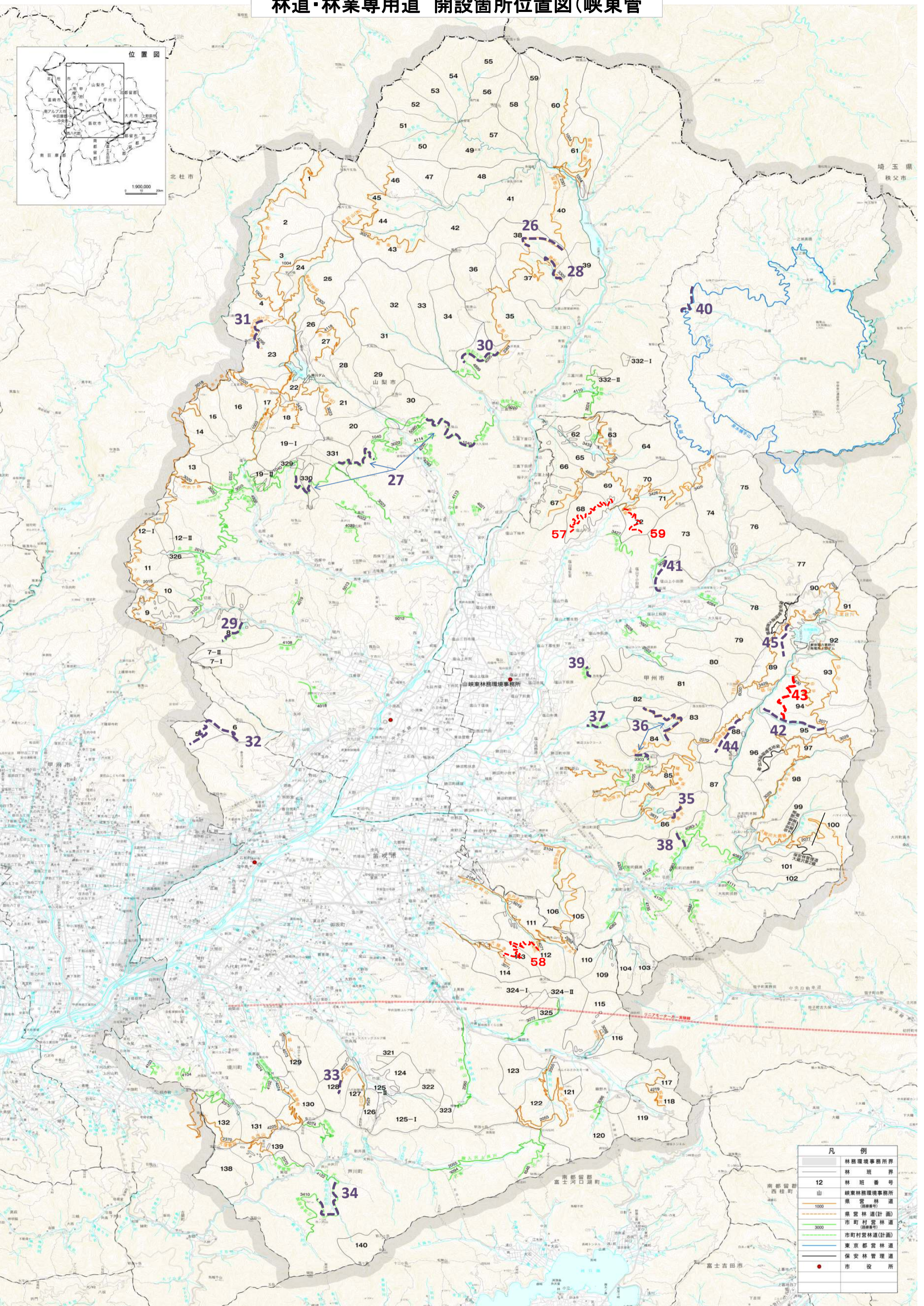
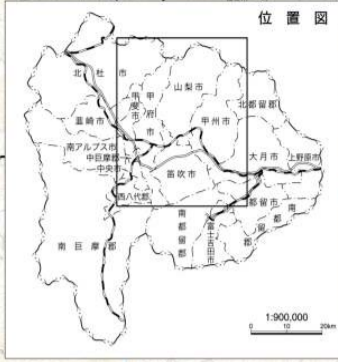
林道・林業専用道 開設箇所位置図(中北管内)



凡例	
(Symbol)	林道・林業専用道
(Symbol)	河川
(Symbol)	道路
(Symbol)	境界
(Symbol)	等高線
(Symbol)	標高
(Symbol)	方位
(Symbol)	縮尺

1:50,000

林道・林業専用道 開設箇所位置図(峡東管)



凡 例	
	林務環境事務所界
	林 班 界
12	林 班 番 号
	山
	峡東林務環境事務所
	県 営 林 道
	1000
	県 営 林 道 (計 画)
	市 町 村 営 林 道
	3000
	市 町 村 営 林 道 (計 画)
	東 京 都 営 林 道
	保 安 林 道
	市 役 所